

# 広陵中学校 部活動基本方針

(令和7年3月 変更)

## 1 目的

- ・ スポーツ、文化活動を通して人間形成を行う。
- ・ 楽しく余暇を活用する能力や気持ちを育て、卒業後も継続できる活動を見つける。
- ・ 年間を通して活動する中で、活動の技能を高め、集団・仲間づくりを行う。
- ・ 各種大会や発表会に参加し、練習の成果を発揮する。

## 2 位置付け

- ・ 部活動は広陵中学校の教育活動の一環として行う。
- ・ 部活動は校長の責任のもと、担当教員（以下、部顧問）が安全に留意して活動する。

## 3 活動内容

- ・ 運動部（野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレー部）、吹奏楽部、文化部を設置する。

## 4 活動日

- ・ 広陵中学校部活動計画表に基づいて行う。
- ・ 放課後の活動時間は、最終下校の15分前までとし、下校時間は必ず守るものとする。
- ・ 活動時間の規則を守れない部活動は、活動を停止する。
- ・ 土日の活動において、R5～R8の期間において地域クラブ活動展開のため、「可児市における部活動改革プラン」7. 活動時間及び休養日の設定に基づく。
- ・ 月別の活動時間は以下の表の通りとする。（時間は下校時刻）

	火・木	水・金
4月～10月・3月	16:40	16:40

- ・ 活動時間は学校で設定をするが、県大会等の上位の大会への出場が決定しており、練習時間が過度に少ない（10月～3月）と判断される場合、学校長の判断と保護者の同意を得て、延長部活を行うことができる。
- ・ 延長部活は大会やコンクール等の前に1週間行うことができる。但し、1週間のうち必ず休養日を1日設ける。

## 5 入部について

- ・ 選択加入制のため、外部クラブチームに所属していない生徒に関しても無所属は可とする。
- ・ 入部の決定については、仮入部期間後部活動入部届を提出する。ただし、生徒の実態に合わない場合は、安全確保のため入部を断ることがある。

## 6 休部、廃部

- ・ 原則として4月の入部調査の段階で、1年生と2年生でチームが成立しない場合、1年生・2年生は次年度大会等に参加したときに実力が発揮できるよう、顧問と部長を中心に、体力面や技術面、精神面での成長ができるような練習を行っておく。  
→上記の状態を『休部』とする。
- ・ 上記した『休部』の状態が2年間継続した場合、『廃部』とする。
- ・ 休部状態の部活動ができた場合、新入生には休部状態であることや2年後に廃部になることを伝える。ただし、合同チーム(他中学校)の場合は、その限りではない。

## 7 活動に関わって

- ・ 本人に入部の意志があり、主体的に活動できる。
- ・ 活動種目のルールを理解し、練習・試合・発表会に積極的に参加できる。
- ・ 自分勝手な行動ではなく、仲間と協力して活動ができる。
- ・ 部の伝統を重んじ、さらに高めていく活動ができる。
- ・ 部活動中は学校指定のジャージ、または部で定めた服装とする。
- ・ 部活動中の飲み物は、水、お茶、スポーツドリンクとし、ジュース等は禁止とする。  
(水筒に入れて持参する。また、水筒には、必ず記名する。)

## 8 退部、転部

- ・部活動を続けていく上で、問題のある場合は、退部、転部することができる。また、途中入部も認める。その場合、必要書類を部活動担当に報告し、必要な書類に記入し、部活動担当に提出する。(部活動顧問、学級担任、学年主任、部活担当に報告し、サインをもらわなければならない。)

## 9 保護者との連携

- ・部活動中の怪我や生活指導上の問題がある場合、顧問は担任や養護教諭、生徒指導主事等とこまめに連携をとり、保護者への連携に努める。
- ・年度当初に部活動の保護者育成会を行い、保護者の理解、協力を得ながら運営していく。

## 10 広陵〇〇クラブの活動について(保護者クラブ)

※「可児市における部活動改革プランプラスワン活動を参照。」

- ・保護者や社会人コーチ等(以下、保護者コーチ)によるクラブ活動を行ってよいものとする。
- ・保護者クラブを立ち上げる場合、広陵中学校の部活動にある種目をもとにする。
- ・保護者クラブと学校で所属する部活動の種目は同一とする。但し、全部員にクラブへ加入を強制してはならない。生徒やその保護者が自己責任において加入するものとする。
- ・クラブ活動が生徒の身体的、精神的負担となることがないように、顧問と保護者コーチは連絡をとり、練習日を設定する。
- ・保護者クラブの指導者は、部活動顧問をクラブの指導者として勧誘してはならない。
- ・保護者クラブの運営は、会員の保護者または指導者が行う。
- ・生徒の身体的、肉体的健康に配慮し、無理のない範囲で活動を行う。

## 11 次の場合は活動を自粛する

- i) 学校の定期テスト前(学校の部活動停止期間は、テスト実施日から1週間前とする。)
  - ii) 指導者、保護者ともに活動場所に不在
  - iii) 気象警報の発令があったとき、または発令が予測される場合
  - iv) 学校内で法定伝染病等が流行し、感染の恐れがある場合
  - v) その他安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
- ・大会参加(中体連を除く、連盟や協会が主催するもの)や対外試合を行ってもよい。但し、大会主催者や相手チームに中学校としての参加ではないことを確実に理解してもらう。

## 12 その他

- ・部活動の選択にあたっては、生徒本人の意志を尊重する。
- ・部活動中の怪我については、学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険の対象となる。
- ・所属できる部活動は1つまでとする。(駅伝部においては、8月に臨時に立ち上げ、重複して入部してもよい。)
- ・外での活動で、照明器具は使用しない。
- ・下校見届けについて、平日活動は必ず顧問が、土日の活動は、地域クラブ活動指導者が見届ける。
- ・中学校部活動とは、平日の放課後活動を示すものである。
- ・土日の活動については、地域クラブ活動に委ねる。(ただし、部活動顧問として状況によってサポートする。)